

# 公益財団法人東京防災救急協会理事会運営規則

制定 平成21年7月1日

改正 平成21年9月29日(い)

平成22年7月7日(ろ)

平成28年4月1日(は)

## (目的)

第1条 この規則は、法令又は公益財団法人東京防災救急協会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。(ろ)

## (招集者)

第2条 理事会は定款第31条の定めにより招集するほか、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

## (招集通知)

第3条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

## (議長)

第4条 定款第32条により議長に当たる理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。(ろ)

2 理事会の決議の目的である事項について、議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、前項の理事長が欠けたときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。(ろ)

## (関係者の出席)

第5条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

## (議事録)

第6条 定款第34条第1項の規定による理事会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 議事録署名人は、定款第34条第2項の定めによるほか、理事長が欠けたとき又は理事長に事

故があるときは、出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印しなければならない。(ろ)

(議事録の配布)

第7条 理事長は、理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を報告しなければならない。

(決議事項)

第8条 理事会が決議すべき事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条に基づくもののほか、次のとおりとする。(い)(ろ)(は)

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (2) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 以下の規程の制定又は改廃
  - ア 財産運用規程
  - イ 会計処理規程
  - ウ 特定費用準備資金に関する諸規程
  - エ 賛助会員に関する規程
  - オ 理事長等の職務権限規程

(事務局)

第9条 理事会の事務局は、総務部総務課が当たる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、公益財団法人東京防災指導協会と公益財団法人東京救急協会が締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。

附 則(は)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。